

## 修学のために泉大津市外に住民票を置く方について

大学・高等学校など学校教育法に規定されている学校または特別に規定された学校・教育機関に修学するために、保護者と異なる市町村に住民票を置く場合は、保護者と同じ泉大津市国民健康保険に加入いただくことになりますので、泉大津市保険年金課でのお手続きが必要です。

なお、仕送り等の援助を受けていない、経済的に独立している学生は、このお手続きの対象外です。

### 届出に必要なもの

#### ・手続きにお越しの方の本人確認書類

※ 運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真付きの本人確認書類で現住所・氏名・生年月日の確認ができれば、資格確認書等は即日交付できます。

※ 別世帯の方が手続きをする場合は委任状が必要です。

#### ・対象の方の国民健康保険証等(すでに泉大津市国保にご加入の方の場合)

#### ・学生証(コピー可) または 在学証明書

#### ・住民票(修学のために居住している住所のもの)

#### ・対象の方の個人番号(マイナンバー)がわかるもの

(マイナンバーカードまたは上記住民票で個人番号が記載されたもの)

### 注意事項

・届出した住所から変更した場合は、再度届出が必要です。

・学生でなくなった場合や社会保険などに加入した場合など、  
特例に該当しなくなったときは届出が必要です。

